第６章　第３期千歳市障がい児福祉計画

１　計画の位置付け

第３期千歳市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即し、地域において必要な障害児通所支援、障害児相談支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和８年度における障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれら成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

また、第３期障がい児福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害児通所支援等に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

２　計画の期間

令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

３　計画の対象

（１）身体に障がいのある児童

（２）知的障がいのある児童

（３）精神障がい（発達障がいを含む）のある児童

（４）難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童

※児童福祉法第４条第２項に定める障害児の定義に基づく

４　計画の内容

（１）計画の実施により、令和８年度に達成すべき成果目標を定めます。

（２）令和６年度から令和８年度までの各年度における障害児通所支援等の必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策等を定めます。

５　障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するため、国の基本指針に基づき、令和８年度を目標年次とし、次の成果目標を定めます。

（１）児童発達支援センターを中心とした重層的な障がい児支援体制の整備

●国の基本指針

児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、次に掲げる中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することとしています。

・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

基本指針では、令和８年度末までに児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置すること、並びに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標としています。

●千歳市

①児童発達支援センターの設置

本市では、公設公営の児童発達支援センターとして、千歳市児童発達支援センターを開設しています。今後も中核機関として、更なる機能の充実と質的向上を進め、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の整備に努めます。

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

本市では、発達に支援を必要とする子どもが増えており、潜在的なニーズがあると考えられることから、保育所等訪問支援事業を行う事業所の確保に取り組みます。

【目標値】

項　　目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	１か所	公設公営の千歳市児童発達支援センターを継続して設置
保育所等訪問支援事業を行う事業所数	４か所以上	保育所等訪問支援事業を行う新規事業所の確保

（２）認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい等のある子どもの受入れ

●国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うこととしています。

●千歳市

本市では、認定こども園や保育所、学童クラブ等における障がい等のある子どもの受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらず、ともに育ち合う経験を積み重ねています。今後も利用ニーズを踏まえた受入体制の充実に努めます。

【目標値】

種　別	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認定こども園・ 保育所（人）	47	69	70	72	72	72
学童クラブ （人）	21	24	28	29	29	29

（３）重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

●国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることとしています。

基本指針では、令和８年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも１か所以上確保することを目標としています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターが保護者同伴による障害児通所支援を提供しています。圏域には複数の事業所がありますが、送迎等の課題があり、利用に至っていない現状があります。

重症心身障がい児を支援する事業所を開設するには、看護師等の人員配置等に係る設置基準が厳しく、事業を実施するためのハードルが高いと考えられますが、課題を整理した上で、新規事業所の確保を目標として取り組みます。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

●国の基本指針

医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること、並びに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することとしています。

基本指針では、令和８年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市医療的ケア児支援協議会」を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の機関の連携を図っており、「医療的ケア児等コーディネーター」は、北海道が開催する養成研修を修了した市職員２名を配置しています。

「千歳市医療的ケア児支援協議会」において個別事例の検討等を行い、医療的ケア児とその家族が必要とする支援の充実を図るとともに、養成研修の受講を促進し、コーディネーターの増員を目標として取り組みます。

【目標値】

項　　目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	１か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けるための児童発達支援事業所の設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	１か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けるための放課後等デイサービス事業所の設置
医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数	２回以上/年	保健、医療、福祉等関係者による協議の場を設置、個別事例の検討等
コーディネーターの配置	３人以上	医療的ケア児等を支援するコーディネーターの増員

（４）障害児相談支援提供体制の確保

●国の基本指針

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ることとしています。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められており、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることとしています。

基本指針では、障害児相談支援の体制整備を推進するため、地域の実情に応じて、令和８年度における成果目標を設定することとしています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」と4か所の民間事業所が障害児相談支援を行う事業所として指定を受けています。セルププラン率が高いことから進学や就労に向けて相談支援を必要とする児童が増えており、当事者アンケートの結果からも潜在的ニーズが高いと考えられますが、児童を主たる対象とした相談支援専門員が不足している現状があります。

「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。

【目標値】

項　　目	数値	考え方
児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保	10 人以上	相談支援専門員の増員及び質の向上

6　サービス見込量（活動指標）

（1）障害児通所支援等

①障害児通所支援

(a) 児童発達支援

事業内容

発達支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

見込量の考え方

利用児童数および利用件数が増加していることから、今後も緩やかに増加するものとして見込みます。

<児童発達支援の見込量>

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	156	178	179	184	189	194
人日/月	1,104	1,238	1,376	1,414	1,453	1,491

(b) 放課後等デイサービス

事業内容

就学後の発達支援が必要な児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

見込量の考え方

市内の小中学校に設置している特別支援学級数の増加等に伴い、放課後等デイサービスの利用者数は増加するものとして見込みます。

<放課後等デイサービスの見込量>

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	249	307	363	412	466	526
人日/月	2,556	3,018	3,568	4,050	4,580	5,170

(c) 保育所等訪問支援

事業内容

発達支援の必要な児童が通う認定こども園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量の考え方

過去の実績から、緩やかに増加するものとして見込みます。

<保育所等訪問支援の見込量>

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	10	12	10	12	14	16
人日/月	14	17	14	17	19	22

(d) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

見込量の考え方

児童発達支援センターにおける把握実態から、少数で推移するものとして見込みます。

<居宅訪問型児童発達支援の見込量>

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	1	1	1	1	1	1
人日/月	3	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

こども発達相談室での相談や「子育てガイド」、市のホームページなどを通じて障害児通所支援の周知を図るとともに、支援が必要な児童やその家族のニーズの掘り起こしと利用促進に努めます。

また、事業者に対し、各種研修会への参加を働きかけ、専門性の高い人材の確保や障害児通所支援の質の向上に努めます。

障害児通所支援利用者の増加が予想されることから、新たな事業者の参入を促進するとともに、障害児通所支援の提供体制の確保に努めます。

②障害児相談支援

事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成するなど障害児通所支援事業所と連絡調整を行うとともに、定期的に障害児通所支援の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

令和６年度以降、相談支援専門員の育成の推進により、増加するものとして見込みます。

＜障害児相談支援の見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数 （人/年度）	188	199	234	273	319	373

【見込量確保のための方策等】

「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。

また、「子育てガイド」や市のホームページなどを通じて障害児相談支援の周知を図るとともに、障がい児支援利用計画の作成を必要とする障がいのある児童やその家族のニーズの掘り起こしと利用促進に努めます。

③巡回支援事業

事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、認定こども園や学童クラブ等を巡回し、発達障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

見込量の考え方

認定こども園や学童クラブ等でのインクルージョンを推進するため、引き続き事業を実施していきます。

＜巡回支援事業の見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
巡回施設数 （箇所数）	42	42	42	42	42	42

【見込量確保のための方策等】

新規や未実施の認定こども園等に対し、個別に事業内容の説明を行い、巡回先施設の拡大に努めます。

また、１年間に複数回、巡回支援を行うことができるよう巡回支援専門員の専門性の確保と体制の充実に努めます。

④医療的ケア児支援事業

事業内容

医療的ケア児が利用する障害児通所支援事業所等に訪問看護ステーション等の看護師を派遣し医療的ケアを行う費用の一部を助成します。

見込量の考え方

障害児通所支援等を利用する医療的ケア児が増えていることから、利用人数の増加を見込みます。

＜医療的ケア児支援事業の見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用人数	－	－	2	3	3	3

【見込量確保のための方策等】

「医療的ケア児のための支援ガイドブック」や「ちとせの障がい福祉ガイド」、市のホームページなどで周知を行い、医療的ケア児とその家族のニーズの掘り起こしと制度の利用促進に努めます。

医療的ケア児と保護者が安心して事業を利用することができるよう、訪問看護ステーション等や障害児通所支援・相談支援事業所との連携に努めます。